

熊本市情報公開条例の一部改正について

熊本市情報公開条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市情報公開条例の一部を改正する条例

熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるとき又は当該請求書に記載された内容では対象文書の特定が困難であると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第12条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する期間の計算に当たっては、次に掲げる日数は、当該期間に算入しない。
 - (1) 熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条第1項に規定する市の休日の日数
 - (2) 第10条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数

第18条を削る。

第17条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立て」を「又は開示請求に

係る不作為に対し、審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「処分庁又は」及び「決定又は」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第18条とする。

2 開示等の決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による諮問は、次に掲げる書面を添えてしなければならない。

(1) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写し

(2) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第1項の反論書の写し（審査庁に対し当該書面が提出されている場合に限る。）

(3) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第2項の意見書の写し（審査庁に対し当該書面が提出されている場合に限る。）

第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条第3項中「不服申立手続」を「審査請求手続」に、「所定の」を「規則で定める」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「前条第2項後段」を「前条第3項後段」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（事案の移送）

第14条 実施機関は、開示請求に係る文書等が他の実施機関により作成されたものであるとき、その他他の実施機関において開示等の決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示等の決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示請求に係る文書等の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協

力をしなければならない。

第19条及び第20条を次のように改める。

(諮問をした旨の通知)

第19条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第1項第2号において同じ。)
- (2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 第15条第1項又は第2項に規定する手続を経て、当該審査請求に係る開示等の決定に係る文書等の開示に反対の意思を表示した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第20条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示等の決定(開示請求に係る文書等の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る文書等を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該文書等の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 実施機関の開示等の決定又は開示請求に係る不作為についての不服申立てであつてこの条例の施行前にされた実施機関の開示等の決定又はこの条例の施行前にされた開示請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

(提出理由)

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号)の施行による行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の一部改正に伴い、本市もこれに準じる等、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。